

山形県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金申請要領

I 協力金の趣旨

国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」に基づき、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進めるため、接種回数の増加や接種体制の強化を図る等、個別接種促進に御協力いただいた医療機関（診療所・病院）に対し「新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金」（以下「協力金」という。）を支給する。

II 支給対象期間（※個別接種を行った期間）

- 【第1期】令和3(2021)年5月9日(日)から7月31日(土)まで
- 【第2期】令和3(2021)年8月1日(日)から10月2日(土)まで
- 【第3期】令和3(2021)年10月3日(日)から12月4日(土)まで
- 【第4期】令和3(2021)年12月5日(日)から令和4(2022)年2月5日(土)まで
- 【第5期】令和4(2022)年2月6日(日)から3月31日(木)まで
- 【第6期】令和4(2022)年4月1日(金)から6月4日(土)まで
- 【第7期】令和4(2022)年6月5日(日)から8月6日(土)まで
- 【第8期】令和4(2022)年8月7日(日)から10月1日(土)まで
- 【第9期】令和4(2022)年10月2日(日)から12月3日(土)まで
- 【第10期】令和4(2022)年12月4日(日)から令和5年(2023)年2月4日(土)まで
- 【第11期】令和5年(2023)年2月5日(日)から3月31日(金)まで

※病院が1日50回接種を行った場合に10万円支給する支援(Ⅲ④)については、11月30日(水)が終期となる。

III 支給要件及び支給額

県内に所在する医療機関が、次の支給要件欄に該当する場合に、その支給額欄に記載する額を支給する。

なお、支給要件は、IIの支給対象期間ごとに判断する。

医療機関	支給要件	支給額	追加要件 (10月以降)	
診療所	①	<u>週100回以上</u> の個別接種を支給対象期間内に <u>4週間以上</u> 行った場合	週100回以上の接種をした週における接種回数に対して <u>回数当たり2,000円</u>	それぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること
	②	<u>週150回以上</u> の個別接種を支給対象期間内に <u>4週間以上</u> 行った場合	週150回以上の接種をした週における接種回数に対して <u>回数当たり3,000円</u>	

	③	<u>50 回以上／日</u> の個別接種を支給対象期間内に行った場合	<u>1 日当たり 10 万円</u>	時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること
	④	<u>50 回以上／日</u> の個別接種を支給対象期間内に行った場合	<u>1 日当たり 10 万円</u>	時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること
病院	⑤	<u>特別な接種体制を確保</u> した場合であって、 <u>50 回以上／日</u> の個別接種を週 1 日以上達成する週が、支給対象期間内に <u>4 週間以上</u> あった場合（④に加えて支給）	<u>医師</u> <u>1 人 1 時間当たり</u> <u>7,550 円</u> <u>看護師等</u> <u>1 人 1 時間当たり</u> <u>2,760 円</u>	従前通り

○接種回数について

上記接種回数には、個別接種のほか、次の A～D に該当する職域接種を含む。

（「確認フロー図」（6 ページ）参考。）

- A 中小企業（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業をいう。）が、商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施する職域接種であって、接種対象者が中小企業の委託する外部の医療機関（大学の附属病院を含む。）に出向いて職域接種を受ける場合
- B 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）が、接種対象者に所属の学生を含み、かつ、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすものとして実施する職域接種であって、接種対象者が大学等の委託する外部の医療機関（大学の附属病院を含む。）に出向いて職域接種を受ける場合
- C 中小企業が、商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施する職域接種であって、大学の附属病院が当該大学内で実施する場合
- D 大学等が接種対象者に所属の学生を含み、かつ、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすものとして実施する職域接種であって、大学の附属病院が当該大学内で実施する場合

<留意事項>

- ・接種回数により算定することとし、予診のみの回数は含まない。
- ・1週間当たりの接種回数の算定は、当該週の日曜日から土曜日までとする。
- ・①及び②は、対象となる週が同一の場合には、重複して申請できない。
- ・③は、①又は②の要件を満たす週に属する日の場合には申請できない。
- ・⑤の「特別な接種体制」とは、通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合をいう。なお、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別は問わない。
- ・⑤は、1日50回以上の接種を行った日に限る。
- ・「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。

なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）

IV 申請要件

協力金の申請要件は、山形県暴力団排除条例（平成23年山形県条例第26号）に規定する暴力団又は暴力団の構成員等に該当する代表者又は役員が、申請する医療機関の経営に参画していないものとする。

V 申請手続き等

1 協力金に関する問い合わせ先

山形県コロナ収束総合企画課
(電話番号) 023-630-2219
(受付時間) 午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

2 協力金の申請に必要な書類等の入手方法

山形県公式ホームページから入手(ダウンロード)することができる。

山形県公式ホームページ
「山形県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業について」
(URL)
<http://www.pref.yamagata.jp/090016/kenfuku/kansensyou/covid19-kobetsusessyusokushinkyoryokukin.html>

3 申請書類

次の申請書類を提出すること。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがある。また、申請書類は返却しないので、控えを保管すること。

申 請 書 類		
1	請求書(様式3)	個別接種促進のための支援事業に係る請求書 (診療所用又は病院用)
2	実績報告書(様式2)	新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書 (診療所用又は病院用)
3	振込先の通帳の写し	「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、「口座名義人(フリガナ)」が分かるもの(通帳の「表紙」及び「見開き」のコピー等) ※申請者本人の口座に限る。法人の場合は当該法人の口座に限る。 ※(インターネットバンキングの場合、上記の情報が分かるサイトのページ等)
4	「特別な接種体制」 説明資料	「特別な接種体制」の確保状況及び従事時間が分かる資料 (例:勤務シフト表、接種会場図等) ※Ⅲ⑤を申請する病院のみ提出を要する。
5	職域接種に関する 実施報告	※本協力金に該当する職域接種の内、中小企業が共同実施した職域接種を行った場合のみ提出を要する。
6	申請連絡票	医療機関名、申請担当者名、電話番号等を記入すること。 また、申請に関する要件等を確認し、各項目にチェックをすること。

4 協力金の申請受付期間及び申請方法

(1) 申請受付期間

【第1期申請】

令和3(2021)年10月19日(火)から令和4(2022)年2月28日(月)まで

【第2期申請】

令和3(2021)年10月19日(火)から令和4(2022)年2月28日(月)まで

【第3期申請】

令和3(2021)年12月6日(月)から令和4(2022)年2月28日(月)まで

【第4期申請】

令和4(2022)年2月7日(月)から令和4(2022)年2月28日(月)まで

【第5期申請】

令和4(2022)年4月1日(金)から令和4(2022)年4月11日(月)まで

【第6期申請】

令和4(2022)年6月6日(月)から令和4(2022)年6月30日(木)まで

【第7期申請】

令和4(2022)年8月8日(月)から令和4(2022)年8月31日(水)まで

【第8期申請】

令和4(2022)年10月3日(月)から令和4(2022)年10月31日(月)まで

【第9期申請】

令和4(2022)年12月5日(月)から令和4(2022)年12月28日(水)まで

【第10期申請】

令和5(2023)年2月6日(月)から令和5(2023)年2月28日(火)まで

【第11期申請】

令和5(2023)年4月3日(月)から令和5(2023)年4月10日(月)まで

※申請はⅡの支給対象期間ごととする。(それぞれ申請書類を作成し、提出すること。)

(2) 申請方法

郵送又は持参により、次の宛先まで提出すること。なお、郵送の場合、申請受付期間最終日の消印有効とする。

〒990-8570

山形市松波二丁目8-1 山形県コロナ収束総合企画課

※郵送の場合は、封筒等の表面に「個別接種促進協力金申請書 在中」と記載すること。

5 審査

申請書類を受理した後、審査を行う。この審査において、申請書類の修正等を求める場合や、申請者への聴取を行う場合がある。

6 支給の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められる場合は協力金を支給する。なお、協力金の支給時期は、概ね申請書を受理した月の翌々月上旬頃を予定している。

7 通知等

申請書類の審査の結果、協力金の支給又は不支給に関する決定をしたときは、県から支給又は不支給に関する通知を発送する。

VI その他

- (1) 協力金の支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、協力金の支給決定を取り消すとともに、協力金の返還を求める。
- (2) 協力金の支給について、県が必要と認める場合は、申請した医療機関及び関係機関に対し、書類の提出を求め、事情聴取を行うことがある。
- (3) 山形県は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがある。
- (4) 協力金支出事務を適正に行うため、申請書類に記載された情報を関係市町村及び関係機関に提供することがある。
- (5) 申請書類（原本又は写し）、支給に関する通知及び申請内容が確認できる書類（日毎の接種回数、特別な接種体制の確保状況等）は、5年間（令和 10(2028)年3月末まで）保存すること。

個別接種促進協力金の対象となる職域接種確認フロー図

申請する医療機関が、次の確認フロー図の各項目に該当する職域接種を行っている場合は、個別接種の回数に、当該職域接種の回数を加えて申請することができる。

